

酒田市パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き



酒田市パートナーシップ宣誓制度とは

双方又は一方が性的マイノリティ（性的少数者）であるお二人が、相互の協力により継続的な共同生活を行うパートナーシップ関係にあることを宣誓し、酒田市がお二人のパートナーシップを尊重し、パートナーシップ宣誓書受領証明書を交付する制度です。

酒田市

令和6年4月

目次

1.パートナーシップ宣誓制度の目的	P 1
2.宣誓を行うことができる方	P 1
3.宣誓の流れ	P 2
4.宣誓に必要な書類	P 3
5.パートナーシップ宣誓書受領証明書の交付	P 4
6.パートナーシップ宣誓書受領証明書の再交付	P 5
7.宣誓事項等の変更	P 5
8.パートナーシップ宣誓書受領証明書の返還	P 5
9.宣誓により利用可能となる本市のサービス	P 5
10.Q & A	P 6

《事前予約・受付手続窓口》

酒田市 市民部 共生社会課
男女共同参画推進センター・ウイズ

- 住所 〒998-0044
酒田市中町3丁目4番5号 酒田市交流ひろば内
- 電話 0234-26-5616
- FAX 0234-26-5617
- メール kyousei-with@city.sakata.lg.jp

1 パートナーシップ宣誓制度の目的

酒田市は、一人ひとりがお互いの多様な生き方や価値観を認め合い、尊重しながら、誰もがいきいきと暮らすことができるまちの実現を目指しています。

近年、性の多様性についての社会的な認識が徐々に進みつつあるものの、依然として性的マイノリティ（性的少数者）※の方々が様々な困難に直面していると言われています。

酒田市ではすべての市民が、性のあり方にかかわらず、人生のパートナーと共に安心して暮らせるよう「酒田市パートナーシップ宣誓制度」を令和5年4月1日から実施しています。

※性的マイノリティ（性的少数者）

性的指向が必ずしも異性愛でない人や、性自認が身体の性別と異なる人。

2 宣誓を行うことができる方

次のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 双方又は一方が性的マイノリティであり、パートナーシップの関係にあること。
- (2) 双方が成年（18歳以上）で、配偶者がいないこと。
- (3) 宣誓をする相手方以外とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 民法に規定する婚姻できない続柄にないこと。
(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと。)
ただし、養子縁組によって当該関係に該当する場合を除く。
- (5) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - 宣誓をする双方が、本市内に同一の住所を有している。
 - 宣誓をする双方が、3か月以内に本市内に同一の住所を有する予定である。

- 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 宣誓の流れ

受付場所：酒田市 市民部 共生社会課
男女共同参画推進センター・ウィズ
【酒田市交流ひろば内】
(酒田市中町三丁目4番5号)

受付時間：平日 8時30分～17時15分（年末年始を除く）

宣誓日時の 事前予約

※宣誓日のおおむね
1週間前まで

電話またはメールで宣誓日時を予約してください。

【電話】0234-26-5616

【メール】kyousei-with@city.sakata.lg.jp

《お伝えいただく内容》

2人のお名前／連絡先／宣誓希望日時など

- ◎余裕を持った日にちで予約してください。
- ◎必要書類の取得には、時間を要する場合があります。
(戸籍の取り寄せ等)

パートナーシップ 宣誓

予約した日時に必ずパートナーのお二人でお越しください。

本人確認書類を提示の上、必要書類をご提出ください。

(3頁参照)

「酒田市パートナーシップ宣誓書」、「酒田市パートナーシップの宣誓にあたっての確認書」を市職員の面前で署名していただきます。

なお、ご希望により同一の住所を有する未成年の子についても宣誓書に記載することができます。

- ◎書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただきます。

受領証明書の 交付

宣誓に係る書類一式を確認の上、不備がない場合、概ね1週間程度で「酒田市パートナーシップ宣誓書受領証明書」を郵送交付します。

転入等確認

転入又は転居により、酒田市内に同一の住所を有する予定の場合

受領証明書の交付にかえて、転入等予定者受付票を交付します。宣誓後3か月以内に、転入等の事実が確認できる書類をご提出ください。引き換えに受領証明書を交付します。(3頁参照)

4 宣誓に必要な書類

(1) 酒田市パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

- ・宣誓される日に職員の面前で自ら署名の上、提出してください。

(2) 酒田市パートナーシップの宣誓にあたっての確認書（様式第2号）

- ・宣誓前に「確認事項」の欄を記入し、宣誓時に署名を行ってください。

(3) 世帯全員の住民票の写し

- ・2人分の情報が記載された「世帯全員の住民票の写し」を1通提出してください。
(これから同一の住所に転入又は転居予定の方は、1人1通ずつ提出してください。)
- ・世帯主との続柄：記載、個人番号と本籍：記載を省略
- ・発行から3か月以内のもの
- ・転入又は転居予定の方は、その事実が確認できる書類（売買契約書や賃貸借契約書等）
※ 転入等の後、速やかに新たな「世帯全員の住民票の写し」を提出してください。

(4) 婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍抄本又は独身証明書）

- ・本籍地市町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。
(本籍地が酒田市以外の場合、取り寄せに時間がかかる場合があります。)
- ・発行から3か月以内のもの
- ・外国籍の方は、婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

(5) 本人確認書類（顔写真付き）

次のいずれかを提示してください。

※ 有効期限のあるものは、期限内のものに限ります。

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・運転免許証
- ・パスポート（一般旅券）
- ・在留カード
- ・官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等

5 パートナーシップ宣誓書受領証明書の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ、宣誓書の写しを添えて「酒田市パートナーシップ宣誓書受領証明書」を後日郵送で交付します。

- ・受領証明書（A4サイズ） 1部
- ・受領証明書（カードサイズ） 2部

▼受領証明書（A4サイズ）イメージ

The image shows a template for an A4-sized certificate. At the top left, there is a blue ribbon graphic. The title is '酒田市パートナーシップ宣誓書受領証明書'. Below the title, there are fields for the declarant's name and date of birth, with lines for writing. A large circular logo with blue and green waves is centered on the page. Below the logo, there is a line for the address. At the bottom, there is a line for the date and number of the declaration, and a space for the official seal of the Mayor of Sakata.

▼受領証明書（カードサイズ）イメージ

表面

The image shows the front side of a card-sized certificate. It features a blue ribbon graphic at the top left. The title is '酒田市パートナーシップ宣誓書受領証明書'. Below the title, there is a line for the declarant's name and date of birth. A large circular logo with blue and green waves is centered on the page. Below the logo, there is a line for the address. At the bottom, there is a line for the date and number of the declaration, and a space for the official seal of the Mayor of Sakata.

裏面

The image shows the back side of a card-sized certificate. It contains a paragraph of text explaining the purpose of the certificate and the commitment of the partners. Below the text, there is a line for the name of the child (特記事項 子の氏名). At the bottom, there is a line for the date and number of the declaration, and a space for the official seal of the Mayor of Sakata.

6 宣誓書受領証明書の再交付

受領証明書の紛失、毀損、汚損などの事情により再交付を希望される場合には、再交付を行います。

「酒田市パートナーシップ宣誓書受領証明書再交付申請書」を提出してください。

7 宣誓書受領証明書の記載事項の変更

住所、氏名などの変更がある場合、「酒田市パートナーシップ宣誓事項等変更届」に変更内容が確認できる書類（世帯全員の住民票の写し）を添えて提出してください。

8 宣誓書受領証明書の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、同居しなくなったとき、一方又は双方が市外へ転出をしたとき等は、宣誓書受領証明書を市に返還する必要があります。

「酒田市パートナーシップ宣誓書受領証明書返還届」を提出してください。

9 宣誓により利用可能となる市のサービスや手続き

《令和6年4月1日現在》

- ・市営住宅への入居申込み
- ・所得や納税の証明書の申請
- ・就学援助の申請
- ・特別支援教育就学奨励費の申請
- ・学区外通学申請
- ・保育所等の利用申込み
- ・学童保育の利用申込み
- ・住民票の続柄記載を「縁故者」に変更可

❖民間事業者などにおいても利用可能なサービスが増えるよう、制度の趣旨を周知していきます。

Q1 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、酒田市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づいて実施するもので、法的効力が発生するものではありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A2 本制度はお二人のパートナーシップを尊重するものです。制度導入により、性のあり方にかかわらず誰もが暮らしやすい環境づくりや、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指すものです。

Q3 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A3 継続的な共同生活とは、お互いに協力し合い、2人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

Q4 パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりますか？

A4 制度の利用や受領証明書の発行に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

Q5 受領証明書はすぐに交付されますか？

A5 即日交付ではありません。宣誓後に書類を確認の上、概ね1週間程度で郵送により交付します。ご希望があれば後日窓口でのお渡しも可能です。

Q6 他の人に代理で宣誓手続きをしてもらうことはできますか？

A6 ご本人による手続きが必要です。必ず宣誓されるお2人で窓口にお越しください。

Q7 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A7 プライバシー保護の観点から、ご希望に合わせて個室スペースをご用意いたします。また、市職員にはプライバシーについて守秘義務が課されており、個人情報の保護を徹底します。